

令和6年度第2回東員町地域包括支援センター運営協議会、  
東員町地域密着型サービス運営委員会、地域包括ケア推進会議事項書

日時：令和7年3月25日（火）

13：30～15：00

場所：東員町役場 201会議室

1 開会

2 あいさつ

3 会長、副会長の選任について

4 東員町地域包括支援センター運営協議会

(1) 令和7年度 東員町地域包括支援センター運営方針（案） 資料2

(2) 令和7年度 東員町地域包括支援センター事業計画書（案） 資料3

(3) 令和7年度 東員町第1地域包括支援センター取組及び収支予算（案） 資料4

(4) 令和7年度 東員町第2地域包括支援センター取組及び収支予算（案） 資料5

5 東員町地域密着型サービス運営委員会

(1) 地域密着型サービス認知症対応型通所介護事業所の指定について 資料6

(2) 東員町地域密着型サービスの状況報告について 資料7

6 地域包括ケア推進会議

(1) 令和7年度事業計画（案）について 資料8

7 その他

- 地域包括支援センター運営協議会  
 ○地域密着型サービス運営委員会  
 ○地域包括ケア推進会議 委員名簿 (R6.9.1～R9.8.31)

		職名	職名	任期
1	(医)康誠会	代表	山本 幸孝	R6.9.1～R9.8.31
2	(福)健和会	施設長	萩野 真琴	R6.9.1～R9.8.31
3	(有)だいち	代表	福本 美津子	R6.9.1～R9.8.31
4	(福)東員町社会福祉協議会	会長	岡野 譲治	R6.9.1～R9.8.31
5	東員町シニアクラブ連合会	会長	伊藤 正	R6.9.1～R9.8.31
6	東員町自治会長会	代表	小川 増久	R7.1.1～R9.8.31
7	お茶ませんか(荏尾東4丁目自治会)	代表	橋本 美千代	R6.9.1～R9.8.31
8	東員町民生委員児童委員協議会	会長	森 寛政	R6.9.1～R9.8.31
9	SaLuD(とういんボランティア市民活動支援センター団体)	代表	近田 稔	R6.9.1～R9.8.31
10	町内司法書士 佐藤隆明司法書士事務所	代表	佐藤 隆明	R6.9.1～R9.8.31
11	東員町医師代表	代表	野尻 圭一郎	R6.9.1～R9.8.31
12	東員町歯科医師代表	代表	宮澤 晋矢	R6.9.1～R9.8.31
13	東員町薬剤師代表	代表	森脇 健太郎	R6.9.1～R9.8.31
14	東員町理学療法士代表	代表	鈴木 和義	R6.9.1～R9.8.31
15	三重県桑名保健所	所長	芝田 登美子	R6.9.1～R9.8.31
16	三重県北勢福祉事務所 福祉課	課長	渡邊 崇	R6.9.1～R9.8.31

## ◎地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置※して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第 115 条の 46 第 1 項）

### （業務内容）

- (1) 総合相談支援業務（住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施）
- (2) 権利擁護業務（成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など）
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援、ケアマネジャーへの日常的個別指導や相談、支援困難事例等への指導及び助言）
- (4) 介護予防ケアマネジメント（要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など）

※ 3 職種がそれぞれの業務を行うのではなく、「チームアプローチ」により問題の解決を図る。

## ◎地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。（介護保険法施行規則第 140 条の 52 第 4 号）センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与する。

### （所掌事務）

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること  
（圏域設定、設置・廃止、委託に関すること等）
- (2) センターの運営に関すること  
（事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算等）

# 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設**（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

## 総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる。**

※指定居宅介護支援事業者等に一部委託可能

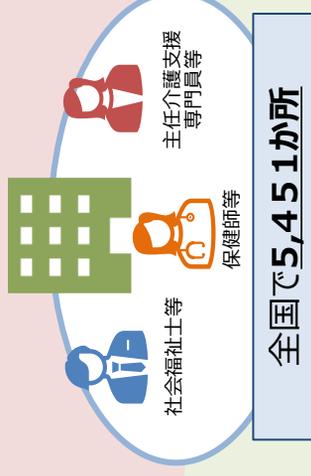
## 第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

## 指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから委託を受けて実施することが可能

## 包括的支援事業の実施



## 権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、**成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待への対応**を行う。

## 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

**個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証**等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

全国で**5,451**か所

## 地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成**の場

## 地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

(注) 地域包括支援センターの設置数は令和6年4月現在（資料出所：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

## ◎地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するため設置。

(所掌事務)

委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域密着型サービス等事業者の指定に関する事。
- (2) 地域密着型サービス等に従事する従事者の基準に関する事。
- (3) 地域密着型サービス等事業の設備及び運営の基準に関する事。
- (4) 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が地域密着型サービス等に関し必要と認める事。

## ◎地域包括ケア推進会議

高齢者が尊厳を持って住み慣れた地域で暮らすことができるよう、保健、医療、福祉及び介護をはじめとする関係機関等が連携し、並びに協力し、もって地域における包括的なケアの推進を図るため設置。

(所掌事務)

ケア推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域包括ケアシステムの推進に関する事。
- (2) 在宅医療・介護連携の推進に関する事。
- (3) 認知症施策の推進に関する事。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の構築及び推進に関する事。
- (5) 地域の関係機関と団体との連絡調整に関する事。
- (6) その他地域包括ケアの推進に関する事。

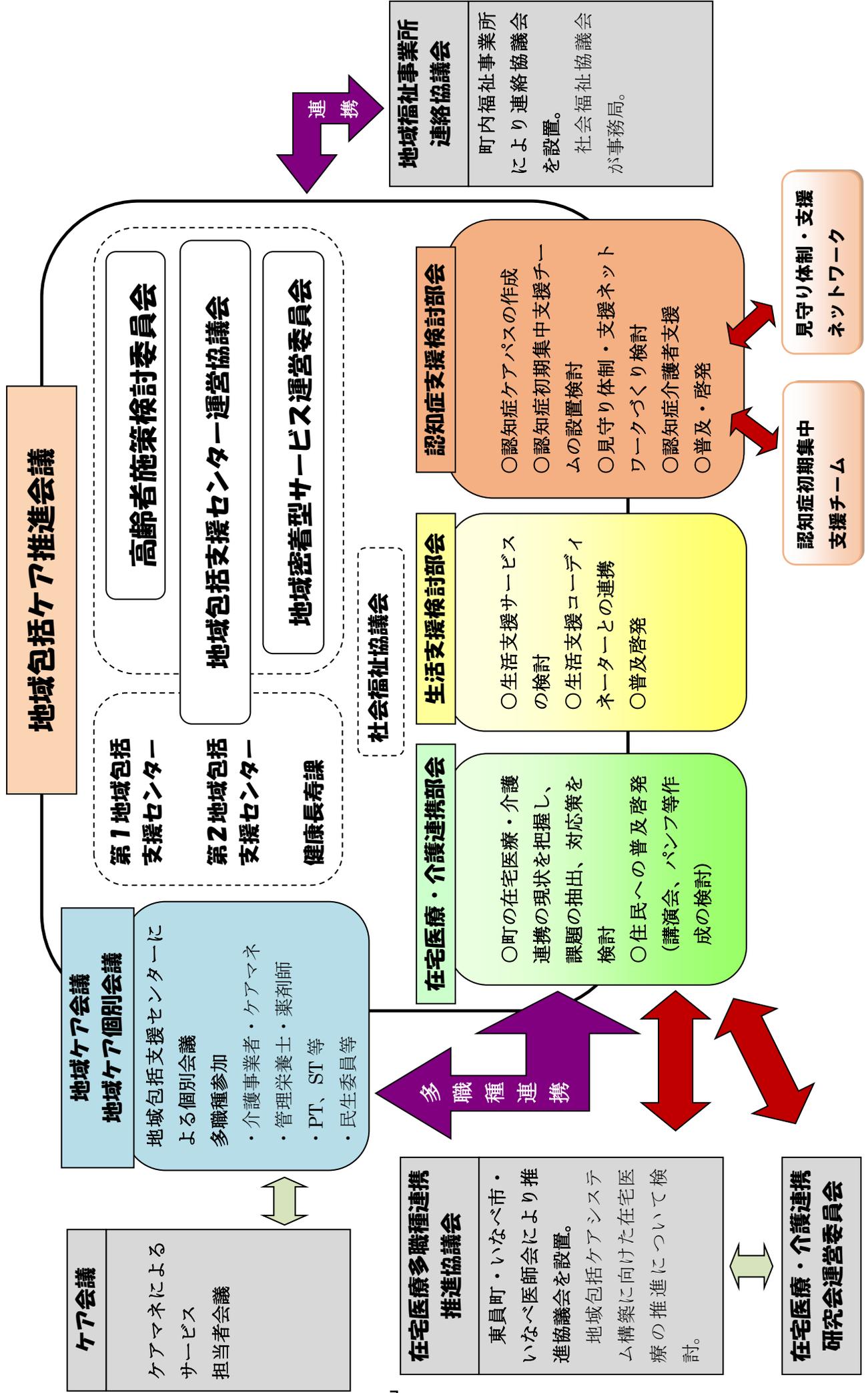
# 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

## 地域包括ケアシステムの姿



# 東員町地域包括ケアシステム イメージ図





令和7年度

# 東員町地域包括支援センター 運営方針(案)



令和7年4月1日

健康長寿課

## I 運営方針策定の趣旨

この「東員町地域包括支援センター運営方針」は、東員町第1地域包括支援センター・第2地域包括支援センター（以下、「センター」という。）業務委託仕様書にあわせ、センターの運営上の基本的考え方や理念、業務の推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑な効率的な実施に資することを目的に策定します。

## II 町の「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」基本理念及び基本目標

センターは、地域包括ケアシステムの構築・推進の中核的機関として、町の「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」の基本理念・基本目標等の実現に向け取り組むものとする。

### ◎ 基本理念・基本目標・重点施策

#### 基本目標

- 1 健康づくりと介護予防の推進（健康寿命の延伸）
- 2 地域で支えあい、見守るまちづくり
- 3 認知症施策の推進
- 4 安心して住み慣れた地域で暮らすまちづくりの推進
- 5 介護保険事業の充実

#### 基本理念

住み慣れた地域で支えあい健康で安心して暮らせるまち とういん

#### 基本指針 地域包括ケアの推進

#### 基本目標

1	2	3	4	5
（健康寿命の延伸） の推進 と介護予防 健康づくり	まちづくり あい、見守る 地域で支え	認知症施策 の推進	安心して住 み慣れた地 域で暮らす まちづくり の推進	介護保険事 業の充実

#### 重点施策

- 1-1 健康づくりと生活習慣病予防
- 1-2 フレイル予防・介護予防
- 3-1 認知症の人を支えるための地域づくり
- 4-3 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

高齢になっても介護が必要になっても、すべての町民が安心して過ごすことができ、それぞれが誇りを持って自分らしく生きることができるまちを目指します。

### Ⅲ センター設置の意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。(介護保険法第 115 条の 46)

センターは、高齢者の誰もが、住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活を継続できるよう、さまざまな生活課題に対し継続的かつ包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた中核的機関としての役割を担います。

センターの設置責任主体は町であることから、町は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与します。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取組み方針について、町の各課とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努めます。

町が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、町の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保します。

### Ⅳ センターの運営方針

#### 1 地域包括ケアシステムの構築方針

「住み慣れた地域で支えあい健康で安心して暮らせるまち とういん」を基本理念とし、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭において、自立した質の高い生活を送ることができる地域社会の実現を目指し、あらゆる主体が参画・協働し、住まい、医療、介護、予防、生活支援を切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けて計画的に取り組む必要があります。

センターは、身近な地域における高齢者の困りごと相談や在宅介護者への支援、医療との連携、認知症施策の推進、生活支援や介護予防、権利擁護、虐待の防止発見等、高齢者の生活を総合的に支えていくための中核的な役割を担います。

#### 2 運営における基本視点

##### (1) 公益性の視点

センターは、町の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

センターの運営費用は、介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることを十分理解し、不当に特定の事業所等に偏らないなど、適切な事業運営を行います。

##### (2) 地域性の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地域の実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議等、さまざまな場や機会を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

### (3) 協働性の視点

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として活動し地域住民を支えます。

## 3 重点取組事項

「地域包括ケアシステム構築方針」「運営における基本視点」に基づき、センターが令和7年度に重点的に取り組む事項を次の項目とします。

- (1) 認知症施策の推進
- (2) 権利擁護業務の強化
- (3) 重層的支援体制整備の推進
- (4) フレイル予防事業の推進

### (1) 認知症施策の推進

認知症の人を支えるために、本人やその家族に寄り添い、その声を拾い、必要な施策へとつなげていきます。事業者、関係団体等との連携を深め、多様な活動を活性化させながら、ソフト・ハードの両側面からの取り組みを推進します。

### (2) 権利擁護の強化

高齢者の権利侵害の未然防止及び早期対応に努めるとともに、虐待等を受けている高齢者のみならず、養護者等が虐待行為に至る背景や課題を的確にとらえ、適切な支援を行います。

また、権利擁護に関する支援機関及び専門機関と連携し、町の課題など状況を把握し、中核機関設置の検討など、高齢者の権利擁護に係る体制整備に向けた取組みに参画します。

### (3) 重層的支援体制整備の推進

町が取り組む重層的支援体制整備の推進について、福祉総合相談窓口であるセンターとして、各関係機関と連携を図り、体制整備の推進に参画します。

### (4) フレイル予防事業の推進

高齢者の介護予防を推進する上で、保健部門による健康づくりの視点に基づく予防活動に加え、特に重症化リスクの高い後期高齢者に対する保健事業を介護予防と一体的に展開する取組みが重要となることから、町の保健部門、フレイル予防に取り組む関係者（フレイルサポーター）等と連携し、地域の高齢者が参加する通いの場等に対し、フレイル予防に資する各種取組みの推進に努めます。

また、令和5年度から実施している「電力データとAIによるアウトリーチ型フレイル予防事業」に取り組めます。

#### 4 地域で住民を支える関係機関との連携（地域包括支援ネットワークの構築）

地域住民が日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、地域をつくる関係機関や地域住民と連携を図りながら、次の取組みを行います。

- ・住まい・医療・介護・予防・生活支援にかかわる関係機関との連携を強化し、地域包括支援ネットワークの強化を行います。
- ・地域住民の支援にかかわる地域の社会資源および住民ニーズの把握や個別ケースの検討から地域での課題を抽出し、解決に向けた取組みを推進します。
- ・住民主体の活動（地域支えあい・住民主体の介護予防等）につなげていけるよう、住民意識に働きかけ、地域の福祉意識の醸成に取り組みます。

#### 5 介護事業者・医療機関・民生委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

「包括圏域会議」を開催し、関係者とのネットワークを活用し、地域の実情を把握します。

更に、地域の関係者と地域ケア会議等から見えてきた地域の課題を共有するための勉強会、ワークショップ等を開催します。

#### 6 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援」を基本とし、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。

また、具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保しつつ、一定期間経過後は、所期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直します。

サービスの提供にあたっては、指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体によるB型、短期集中サービスの活用を促進します。

#### 7 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

地域の介護支援専門員からの個別相談を受ける体制を確保します。

地域の介護支援専門員からの相談内容や利用者及び家族などからの苦情等から、介護支援専門員のどのように実践力を高める必要があるかについて把握し、実践力向上のための事例検討会や研修、制度や施策等に関する情報提供を実施します。

#### 8 地域ケア会議の運営方針

今後、高齢者のひとり暮らし、高齢者のみ世帯、重度の要介護者、認知症の人など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、医療と介護そして地域が連携して高齢者を支えていく地域包括ケアシステムの深化・推進が重要であり、その実現に向けての方法として地域ケア会議を推進します。

##### (1) 個別ケア会議

困難事例等の個別事例の検討を通して、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、地域の支援者や専門職が協力して個別課題解決に向けた協議をする場として、包括圏域ごとに個別ケア会議を開催します。

## (2) 地域ケア会議

個別事例の検討を通して、自立に向けたケアプラン作成の支援、共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけるため、町内の専門職が参加する地域ケア会議を開催します。

## (3) 地域包括ケア推進会議等

センターは、個別ケア会議、地域ケア会議等を通じて把握された地域課題等について、町が主催する地域包括ケア推進会議及び地域包括支援センター運営協議会にて報告を行います。

## 9 町との連携方針

基幹型センターは、センター連絡会議を月1回以上開催し、センター間および町との情報共有、業務に関する調整等を行います。

相談支援に必要な個人情報については、町が管理する地域包括支援センター管理システムにより管理します。

## 10 公正・中立性確保のための方針

センターは、「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

センターは、指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一部委託する場合は、特定の事業者には偏ることがないようにします。

指定居宅介護支援事業所、介護サービス事業所を紹介した経緯を記録します。

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）において利用調整をした同一法人（グループ）のサービス事業者の占有率は50%を越えないよう努めます。同一法人のサービス事業者の利用割合は、事業評価により町が確認します。

## 11 その他の方針

### (1) センターの活動計画と評価

- ・センターは、本運営方針等に基づき、活動計画書を作成します。
- ・町は、センターの作成した活動計画書の内容について、センターの管理者等からヒアリングを行い、各包括圏域の重点取り組み事項および評価方法等についての協議を行う。
- ・当該年度終了後、センターは活動計画の実施状況について評価を行います。
- ・町は、センターが作成した評価に基づき、センターの管理者等からヒアリングを行い、目標数値の達成状況と評価内容の確認をするとともに、評価内容については、地域包括支援センター運営協議会に報告し、協議を行います。

### (2) 広報活動

センターは、業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るため、パンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民および関係者へ積極的に広報します。

### (3) 個人情報の取り扱い

センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意します。

- ① 各職種間の情報共有においては、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。
- ② 個人情報の取り扱いにおいては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

### (4) 運営体制

#### ① 24時間対応

緊急時の対応等の場合を想定し、センターの職員に対し速やかに連絡が取れる体制整備します。

電話回線は、24時間相談に応じられるような相談体制を構築することが必要なことから、転送機能等を持つなど配慮します。

#### ② 防災への対応

センターは、災害時の対応、援護が必要な人の情報把握および防災に対する啓発等、地域の実情に応じた取り組みについて、町、地域の関係機関と連携し協力します。

#### ③ 資質向上

センターは、高齢者に限らず、総合的な相談支援および調整を担う立場であることから、相談内容は幅広い範囲に及ぶため、センター職員は、介護保険制度のみならず、それ以外の諸制度の知識の習得にも努めるなど、運営体制の強化に努めます。

センター職員は、事業の果たすべき重要性に鑑み、自らの資質向上のため、各種研修会および他職種との交流等、あらゆる機会をとらえ、個別援助技術の向上に努めます。

また、センター長は、センター職員が内部および外部研修に積極的に参加できるよう配慮します。

#### ④ その他

センターは、業務内容について、本運営方針、その他業務委託仕様書等に基づき効果的かつ効率的に業務を展開します。

1. 地域包括支援センターの方針

東員町第6次総合計画の基本理念である、まちの将来像「健康活躍のまち 東員町」を目指し、“住み慣れた地域で支えあい、健康で安心して暮らせるまち”の実現に向け、地域包括ケアの推進指針のもと第9期介護保険事業計画を推進するため、「高齢になっても介護が必要になっても、すべての町民が安心して過ごすことができ、また誇りをもって自分らしく生きることができるまち」に寄与していきます。そのため、従前の第8期介護保険事業計画の基本施策を踏襲しつつ、第9期の計画における重点施策である健康づくりと生活習慣病予防、フレイル予防・介護予防、認知症の人を支えるための地域づくり、高齢者の権利擁護と虐待防止の推進に係る地域包括支援センター関係事業に注力していきます。

2. 事業内容

I 一般介護予防事業

一般介護予防事業	事業内容
(1) 介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
(2) 介護予防普及啓発事業	介護予防の普及啓発を目的としたパンフレットの作成・配布や講座の開催などを通じて基本的な知識を広め、自主的な介護予防の活動を行えるよう支援します。
(3) 地域介護予防活動支援事業	年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指します。

II 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

包括的支援事業	事業内容
(1) 第1号介護予防支援業務 (介護予防ケアマネジメント)	要支援者および基本チェックリストで要介護状態が予測される方に対し、心身の状況や環境に応じて適切な支援します。具体的な生活目標を定め、関係者と共有し、高齢者の意欲を引き出し、自主的な活動を促進するよう支援します。
(2) 総合相談支援業務	住民の様々な生活課題に対して相談に応じ、適切な法制度やサービスの利用に関する相談に対応すると同時に、他の事業と協力し、支援のネットワークを構築していきます。
(3) 権利擁護業務	権利擁護事業では、相談に応じて適切な法制度やサービスの利用に関する支援を提供し、関連機関につなげます。成年後見人制度の利用支援や高齢者の虐待防止、消費者被害の防止に関する啓発活動を行います。
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関などが連携し、在宅と施設の連携を含む多職種の間により連携を図ります。地域全体での共同体づくりを支援し、介護支援専門員に対する支援などを含む連携・共同の仕組みを構築していきます。

(5) 地域包括支援ネットワークの構築	地域の保健、福祉、医療サービス、ボランティア活動、インフォーマルサービスなど、多様な社会資源が連携できるよう、多職種が協力して「地域包括支援ネットワーク」を構築し、これらの関係者との連携を積極的に進めます。
(6) 地域ケア会議推進業務	介護支援専門員、保健医療、福祉の専門家、民生委員、その他関係者や機関が協力して構成される「地域ケア会議」を開催し、個別のケースに基づいて自立支援のためのケアプランを作成・支援し、共有された地域の課題を地域づくりや政策形成に結びつけることを行います。

### III 包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業	事業内容
(1) 在宅医療・介護連携推進業務	在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護保険事業所等の関係者の連携を推進し、連携の現状把握と課題抽出、解決などの検討を行います。
(2) 生活支援体制整備業務	生活支援コーディネーターを中心に地域の関係団体と連携しながら、多様な日常生活の支援体制を充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図る支援を行います。
(3) 認知症対策推進業務	認知症の人の意思が尊重され、できる限りより良い環境で自分らしく暮らし続けられるように、状況に応じた支援を行います。 また、地域の見守りや支え合い等も含めた認知症にやさしい地域を目指し、普及啓発や認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム等との連携を深めていきます。

### IV 任意事業

任意事業	事業内容
福祉用具・住宅改修支援業務	町が実施している各事業に関わる助言や申請書類作成、支援を行います。
配食サービス事業の協力	
緊急通報装置設置事業の協力	
ホームケア事業の協力	

### V 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業	事業内容
(1) 指定介護予防支援業務	自立支援を目的とし、個々の状況や選択内容に基づいて介護予防に向けたケアが検討されます。地域包括支援センターが中心となり、地域のサービスを統合し、要支援者に適した包括的で効率的なケアを提供するために必要なケアをマネジメントします。
(2) 指定介護予防支援業務の委託	

### VI 基幹型業務 [基幹型受託法人のみ記入]

基幹型業務	事業内容
(1) 基幹型地域包括支援センターとして、町内全域の基幹型役割を担う	第2地域包括支援センターとの相互連携・調整を行い、事業実施の調整を行います。

地域包括支援センター独自の重点取組み事項

① 権利擁護業務	①成年後見人制度や虐待、生活困窮などの困難ケース対応を通して、権利擁護の中核機関との連携体制と <b>重層的支援体制構築への協働</b> を行う。 ②終活セミナーの講座内容の拡充を図る。
② 地域介護予防活動事業	出前講座を開催し、介護予防を通じた地域活動や活動組織の支援を図る。
③ 地域ケア会議推進業務	開催方法や <b>参加メンバーの見直し</b> 、地域課題の抽出と <b>政策への提案方法の検討</b> を図る。

I 一般介護予防事業

一般介護予防事業	内容	実施回数等
(1) 介護予防把握事業	リスクのある高齢者の早期発見・支援 <b>*救急医療情報キットの救急情報の更新啓発</b>	随時
	電力データとAIによるアウトリーチ型フレイル予防事業の協力	通年
	東員町介護保険勉強会へ参加。包括周知啓発	6回/年(偶数月)
(2) 介護予防普及啓発事業	広報とういんの掲載、ホームページでの情報発信	通年
	健康維持や予防的ケアの教室や講演会の開催	8回程度/年
	地域や各種団体などに向けて出前講座の開催	随時
(3) 地域介護予防活動支援事業	地域活動への参加・協力	通年
	フレイルサポーター活動への協力	通年

II 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

包括的支援事業	内容	実施回数等
(1) 第1号介護予防支援業務(介護予防ケアマネジメント)	介護予防ケアマネジメント(直営・委託)	毎月
	介護予防ケアマネジメントの技術向上や研修会への参加	随時
	ケアマネージャーへプラン作成の相談・助言・指導	随時
(2) 総合相談支援業務	ネットワーク構築(民生委員、事業所、行政等) <b>*行政・各包括の専門職間(保健師と看護師)の連携</b>	通年
	<b>大仲さつき病院連携会議への参加・連携</b>	1回/月
	障がいや児童、生活困窮など諸制度の相談支援の向上	通年
	地域活動の場や商店などでの出張相談会の開催	随時
(3) 権利擁護業務	権利擁護の中核機関との連携、 <b>重層的支援体制整備への協働</b>	通年
	成年後見人、生活困窮などの困難事例への対応、支援	随時
	高齢者虐待の相談対応と研修会への参加	通年
	終活セミナー講演会の開催	3~4回/年
	消費者被害の防止のための相談や啓発、研修会の開催	通年、1回/年

(4) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	ケアマネージャーへの後方支援（困難事例への助言、相談支援等）	通年
	居宅介護支援事業所とのミューチュアルミーティング（意見交換会）の開催	1回/年
	主任ケアマネージャーミューチュアルミーティング・研修会の開催	3～4回/年
	【研修】精神疾患について、地域資源の活用について等	1～2回/年
	介護保険以外の他制度への研修会の開催及び周知	1～2回/年
	町内ケアマネージャー意見交換会、主任ケアマネージャー意見交換会の開催	1～2回/年
	個別ケース事例検討会の開催（居宅介護支援事業所と共同）	1回/年
	介護支援専門員協会主催の研修会の周知と参加	6～7回/年
	介護や医療、地域活動や行政等の各サービスの情報集約と情報提供（情報のデジタル化）	通年
	(5) 地域包括支援ネットワークの構築	お電話くださいカードの配布継続と配布先 *見守りネットワーク登録団体との連携
東員町福祉事業所連絡協議会との連携		通年
個別の課題解決の支援（自立支援型、困難事例解決型）		第3火曜日
自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質の向上 ACPの推進及びALPの視点の導入		
地域課題の検討・社会資源の把握や開発、政策形成への意見集約		

### III 包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業	内容	実施回数等
(1) 在宅医療・介護連携推進業務	協議会・運営委員会への参加、事業への参画	通年
	身寄りのない人への支援会議への参加	随時
	医療・介護関係者の連携を図る研修会への開催と参加	随時
	いなべ総合病院退院連携会議への参加	1回/半年
	日下病院退院連携会議への参加	必要時
(2) 生活支援体制整備業務	生活支援コーディネーターとの連携会議への参加	1回/月
	地域の実情把握、課題の抽出の為の情報交換会、収集	通年
(3) 認知症対策推進業務	認知症地域推進委員とテーブルミーティングへの参加	1回/月
	東員病院連携会議への参加	1回/月
	認知症地域推進委員、初期集中支援チーム員との協働	通年
	電力データとAIによるMCI検知への協力	通年
	おでかけあんしんシール事業の啓発と登録者への支援	随時
	認知症の普及啓発に向けた教室の開催	1回/年
	チームオレンジ活動への協力	通年
	サポーター養成講座、ステップアップ講座等への講師等への協力	随時

#### IV 任意事業

任意事業	内容	実施回数等
福祉用具・住宅改修支援業務	福祉用具購入・住宅改修の助言と理由書を適切に作成	随時
配食サービス事業の協力	配食サービスが必要な方への相談・支援	随時
緊急通報装置設置事業の協力	緊急通報装置が必要な方への相談・支援	随時
ホームケア事業の協力	ホームケア事業の確認作業を行い、適切に書類作成する	随時

#### V 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業	内容	実施回数等
指定介護予防支援業務	介護予防支援（直営・委託）	毎月
	介護予防支援の技術向上や研修会への参加	随時
	ケアマネのプラン作成への相談・助言・指導	随時

#### VI 基幹型業務 [基幹型受託法人のみ記入]

基幹型業務	内容	実施回数等
(1) 基幹型地域包括支援センターとして、町内全域の基幹型役割を担う	行政、包括支援センターとの情報共有、事業の調整	随時
	第2地域包括支援センターとの情報共有、事業の調整	随時

補足：

ACPは、人生の最終段階に備えたケアの方針を考える取り組み

ALPは、高齢者が自立し、生きがいを持って生活できるよう支援する取り組み

令和7年度 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）収支予算報告書

センター名： 第1地域包括支援センター

○収入

単位：円

区 分	地域包括支援センター 予算	介護予防支援事業所 予算	予算額 計	備 考 (按分根拠や参考事項を記載)
町委託料	18,000,000		18,000,000	
委託料（ケアマネジメント）	0		0	
介護報酬	0	3,943,000	3,943,000	
助成金収入	0		0	
その他収入	4,620,000		4,620,000	法人運営区分から繰入金
雑収入	0		0	
繰越金	0		0	
収入 計 (A)	22,620,000	3,943,000	26,563,000	

○支出

人件費 計	22,536,000	0	22,536,000	3名分の人件費
職員給料	17,695,000	0	17,695,000	
退職金・退職共済掛金	1,857,000		1,857,000	
非常勤職員給与	0		0	
法定福利費	2,984,000		2,984,000	社会保障費
その他人件費	0		0	
事務・事業費 計	1,155,000	2,872,000	4,027,000	
福利厚生費	24,000		24,000	健康診断等
旅費交通費			0	
研究研修費	36,000		36,000	職員研修費等
消耗品費・器具備品費	100,000		100,000	
印刷製本費	31,000		31,000	
通信運搬費	172,000		172,000	
広報費（広告宣伝費）			0	
事務委託費			0	
予防支援業務委託費		2,830,000	2,830,000	
保険料	67,000		67,000	
車両費	39,000		39,000	燃料代
賃借料	293,000		293,000	車両賃借料等
租税公課			0	
保守料	264,000		264,000	
諸会費	8,000		8,000	
固定資産取得支出	0		0	
その他経費	121,000	42,000	163,000	通行料20,000円 諸謝費65,000円 手数料58,000円 修繕費20,000円
支出 計 (B)	23,691,000	2,872,000	26,563,000	

○収支差引

【包括的支援事業分】

差引 計 (A) - (B)	22,620,000	23,691,000	-1,071,000	
----------------	------------	------------	------------	--

【指定介護予防支援事業分】

差引 計 (A) - (B)	3,943,000	2,872,000	1,071,000	
----------------	-----------	-----------	-----------	--

## 包括名 第2地域包括支援センター

資料5

### 地域包括支援センター独自の重点取り組み事項

① 認知症対策推進業務	認知症の方、介護者の方への支援強化をする（意思決定支援を含む） チームオレンジ活動を支援し、地域で認知症を支える仕組みづくりを目指す
② 介護予防普及啓発事業	毎月開催している催し物を <b>スマイル教室と命名、より周知して、フレイル予防・介護予防の推進を図る（生きがいづくり・社会参加の促進）</b>
③ 地域ケア会議推進業務	開催方法を見直し（参加メンバーの拡大）、地域課題抽出と、 <b>政策への提案方法の検討</b> を図る

### I 一般介護予防事業

一般介護予防事業	内容	実施回数等
(1) 介護予防把握事業	ケアマネジャー・民生委員 相談会の開催	6回/年(偶数月)
	リスクのある高齢者の早期発見・支援 <b>*救急医療情報キットの救急情報の更新、登録者の把握</b>	随時
	電力データとAIによるアウトリーチ型フレイル予防事業の協力	通年
	東員町介護保険勉強会へ参加。課題の把握と包括周知啓発	6回/年（偶数月）
(2) 介護予防普及啓発事業	フレイル予防教室・講演会開催（運動、口腔、栄養、認知症等、 <b>作業療法士との協働による生活機能向上プログラムの実施、ALPの視点の普及（スマイル教室）</b> ）	1回/月
	住民向け相談会・体操（よりみちカフェ）	1回/月
	広報とういん掲載、ホームページ充実	通年
	地域活動への参加・協力、出前講座・相談等	通年
(3) 地域介護予防活動支援事業	フレイルサポーター活動への協力	通年

### II 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

包括的支援事業	内容	実施回数等
(1) 第1号介護予防支援業務 (介護予防ケアマネジメント)	介護予防ケアマネジメント（直営・委託）	毎月
	介護予防ケアマネジメントの技術向上・研修	随時
	相談から3日～5日以内に初動を行う	随時
(2) 総合相談支援業務	面接・相談スキルの向上・研修	随時
	ネットワーク構築（民生委員、事業所、行政等） <b>※行政・各包括の専門職間（保健師・看護師）の連携</b>	通年
	<b>大仲さつき病院連携会への参加・連携</b>	1回/月・随時
	重層的支援体制整備への協働	通年
	家族支援（傾聴・グリーフケア）・スタッフのスキルアップ	通年
(3) 権利擁護業務	困難事例への対応・相談	通年
	高齢者虐待の対応・相談、研修	通年
	終活セミナー（成年後見制度、権利擁護、ACPの普及）	2回/年
	重層的支援体制整備の構築（権利擁護支援機関との協働）	通年
	消費者被害の防止のための相談・啓発、研修	通年、1回/年

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	ケアマネジャーへの後方支援（困難事例への指導・助言、相談支援等）	通年
	ミューチュアルミーティング（ケアマネジャーとの意見交換会）	1回/年
	主任ケアマネジャーミューチュアルミーティング・研修会の開催	1～2回/年
	【研修】精神疾患について、地域資源の活用について等	1～2回/年
	町内ケアマネジャー意見交換会、主任ケアマネジャー意見交換会の開催	1～2回/年
	事例検討会の開催	1回/年
	ケアマネジャー・民生委員 相談会の開催	6回/年(偶数月)
	介護支援専門員協会委託研修会への参画	6～7回/年
	介護・医療・地域・行政等、各サービスの情報をまとめ提供（情報のデジタル化）	通年
(5) 地域包括支援ネットワークの構築	お電話くださいカードの配布の継続（配布先拡大）	通年
	※見守りネットワーク登録団体との連携	通年
	東員町福祉事業所連絡協議会との連携	通年
(6) 地域ケア会議推進業務	個別の課題解決の支援（自立支援型、困難事例解決型）	第3火曜日
	自立支援に資するケアマネジメント等の支援の質の向上	
	ACPの推進及びALPの視点の導入	
	地域課題の検討・社会資源の把握や開発、政策形成へのつなぎ	

### III 包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業		
(1) 在宅医療・介護連携推進業務	協議会・運営委員会への参加、事業への参画	通年
	身寄りのない人への支援会議・研修への参加	随時
	いなべ総合病院退院連携会への参加	1回/半年
	日下病院退院連携会への参加	必要時
	医療・介護関係者の連携を図る研修会への参加	随時
(2) 生活支援体制整備業務	生活支援コーディネーターとの連携会議の開催	1回/月
	地域の実情把握、課題の抽出の為の情報交換会、収集	通年
(3) 認知症対策推進業務	認知症の方への意思決定支援と介護者へのフォロー	通年
	認知症地域推進委員とテーブルミーティングの開催	1回/月
	東員病院連携会議への参加	1回/月
	認知症地域推進委員、初期集中支援チーム員との協働	通年
	電力データとAIによるMCI検知実証への協力	通年
	おでかけあんしんシールの啓発と登録者の支援	随時
	認知症の普及啓発に向けた教室の開催（スマイル教室）	1～2回/年
	チームオレンジ活動への協力・支援	通年
	認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座開催協力	随時
キッズサポーター養成講座開催協力	随時	

#### IV 任意事業

任意事業			
	福祉用具・住宅改修支援業務	福祉用具購入・住宅改修の理由書を適切に作成する	随時
	配食サービス事業の協力	配食サービスが必要な方への相談・支援	随時
	緊急通報装置設置事業の協力	緊急通報装置が必要な方への相談・支援	随時
	ホームケア事業の協力	ホームケア事業の確認作業を行い、適切に書類作成する	随時

#### V 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業			
	(1) 指定介護予防支援業務	介護予防支援（直営・委託）	毎月
	(2) 指定介護予防支援業務 の委託	介護予防支援の技術向上・研修	随時
		ケアマネジャーのプラン作成への相談・助言・指導	随時

#### VI 基幹型業務

基幹型業務			
	(1) 基幹型地域包括支援センターとして、町内全域の基幹型役割を担う		

補足：

ACPは、人生の最終段階に備えたケアの方針を考える取り組み

ALPは、高齢者が自立し、生きがいを持って生活できるよう支援する取り組み

令和7年度 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）収支予算報告書

センター名： 東員町第2地域包括支援センター

○収入

単位：円

区 分	地域包括支援センター 予算額 (A)	介護予防支援事業所 予算額 (B)	予算額 計 (A) + (B)	備 考 (按分根拠や参考事項を記)
町委託料	18,000,000		18,000,000	
委託料（ケアマネジメント）	0		0	
介護報酬	0	4,220,000	4,220,000	
その他収入	4,348,000		4,348,000	法人運営区分から繰入金
収入 計 (C)	22,348,000	4,220,000	26,568,000	

○支出

人件費	20,976,000	0	20,976,000	
職員給料	16,900,000		16,900,000	
退職金・退職共済掛金	680,000		680,000	
非常勤職員給与	1,296,000		1,296,000	
法定福利費	2,100,000		2,100,000	
その他人件費	0		0	
事務・事業費 計	3,030,000	2,562,000	5,592,000	
福利厚生費	30,000		30,000	健康診断等
旅費交通費	100,000		100,000	
研究研修費	200,000		200,000	職員研修費、包括主催研修会費等
消耗品費・器具備品費	360,000		360,000	
印刷製本費	100,000		100,000	
通信運搬費	360,000		360,000	
広報費（広告宣伝費）	200,000		200,000	
事務委託費			0	
予防支援業務委託費		2,520,000	2,520,000	
保険料	220,000		220,000	
車輛費	280,000		280,000	燃料代等
賃借料	1,060,000		1,060,000	コピー機、車両 等
租税公課			0	
保守料			0	
諸会費			0	
その他経費	120,000	42,000	162,000	
支出 計 (D)	24,006,000	2,562,000	26,568,000	

○収支差引

【包括的支援事業分】

差引 計 (C) - (D)	22,348,000	24,006,000	-1,658,000	
----------------	------------	------------	------------	--

【指定介護予防支援事業分】

差引 計 (C) - (D)	4,220,000	2,562,000	1,658,000	
----------------	-----------	-----------	-----------	--

地域密着型サービス  
認知症対応型通所介護事業所の指定について

申請関係書類

申請者：合同会社 さとちゃん家

指定地域密着型サービス事業所  
 指定地域密着型介護予防サービス事業所  
 指定居宅介護支援事業所  
 指定介護予防支援事業所

指定申請書

令和7年 2月 28日

東員町長 殿 所在地 三重県員弁郡東員町大字長深2933番地1  
 申請者 名称 合同会社さとちゃん家  
 代表者職名・氏名 笹岡 余史子

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

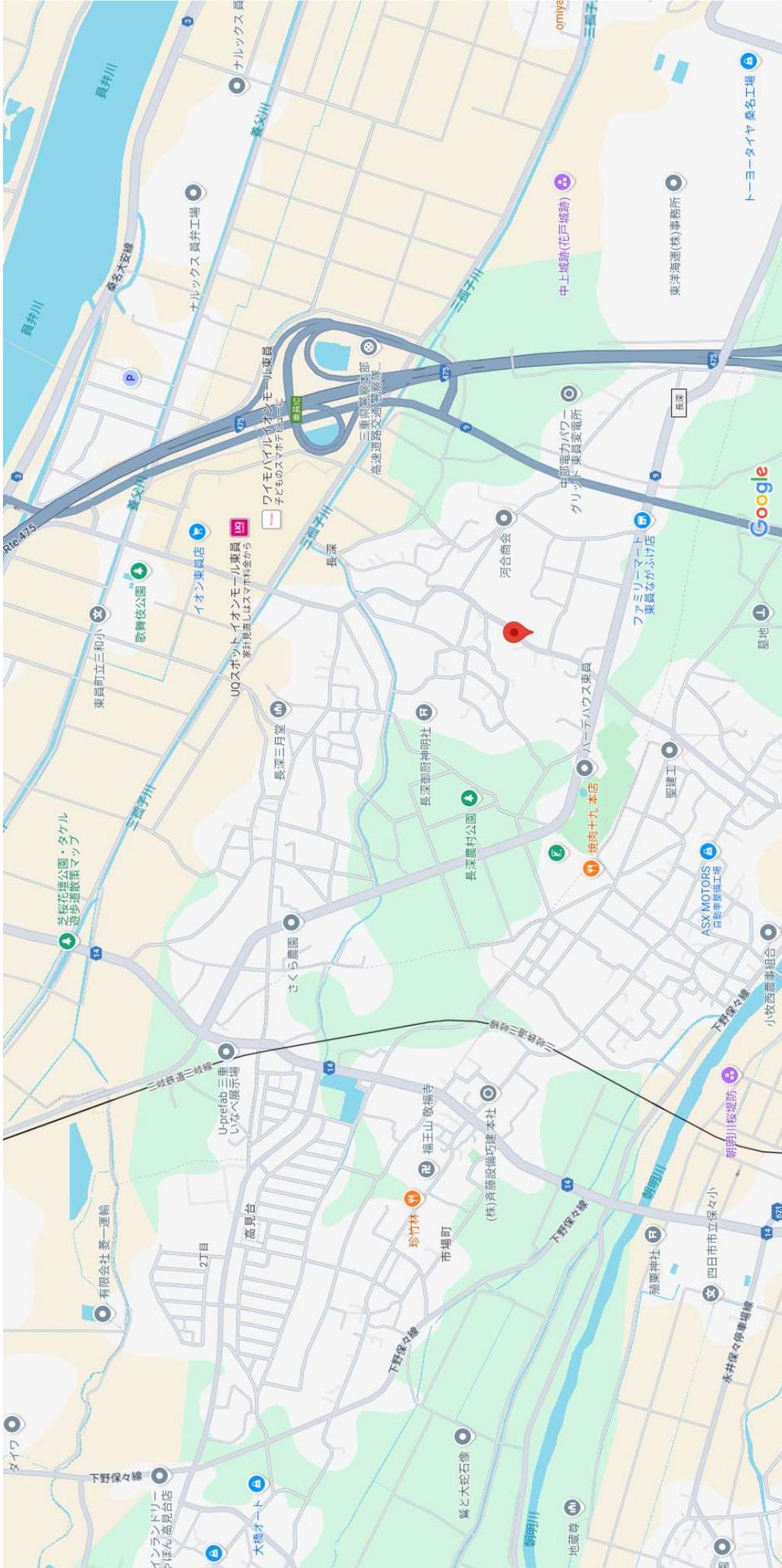
法人番号 4 1 9 0 0 0 3 0 0 4 6 2 9

申請者	フリガナ	コウトウガイシャサトチャン					
	名称	合同会社さとちゃん家					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 511 - 0255 )		三重 都 道 員弁郡東員 市 区 大字長深2933番地1		府 県 町 村	
	連絡先	電話番号	0594-88-5065 (内線)	FAX番号	0594-88-5065		
	法人等の種類	営利法人					
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	生活相談員	フリガナ	ササオカ ヨシコ	生年月日	[REDACTED]	
	氏名	笹岡 余史子					
代表者の住所	(郵便番号 [REDACTED]) [REDACTED]						
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に☐							
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービス申請時に☑	指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様式
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護					付表第二号(二)
		認知症対応型通所介護	☐	○			付表第二号(四)(五)
		小規模多機能型居宅介護					付表第二号(六)
		認知症対応型共同生活介護					付表第二号(七)
		地域密着型特定施設入居者生活介護					付表第二号(八)
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					付表第二号(九)
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護					付表第二号(一)
		複合型サービス					付表第二号(十)
		地域密着型通所介護					付表第二号(三)
	居宅介護支援事業					付表第二号(十一)	
	介護予防支援事業					付表第二号(十二)	
介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護		○			付表第二号(四)(五)	
	介護予防小規模多機能型居宅介護					付表第二号(六)	
	介護予防認知症対応型共同生活介護					付表第二号(七)	
介護保険事業所番号	(既に指定又は許可を受けている場合)						
医療機関コード等	(保険医療機関として指定を受けている場合)						



付表第二号（四） 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定等に係る記載事項（単独型・併設型）

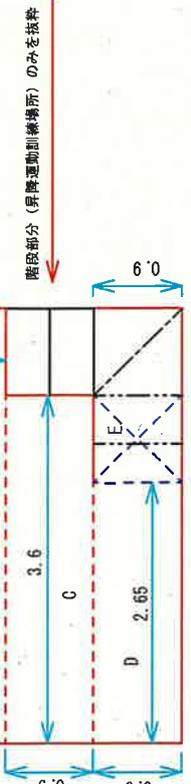
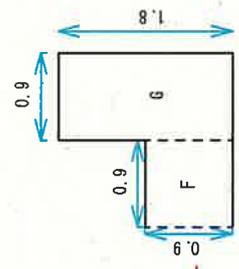
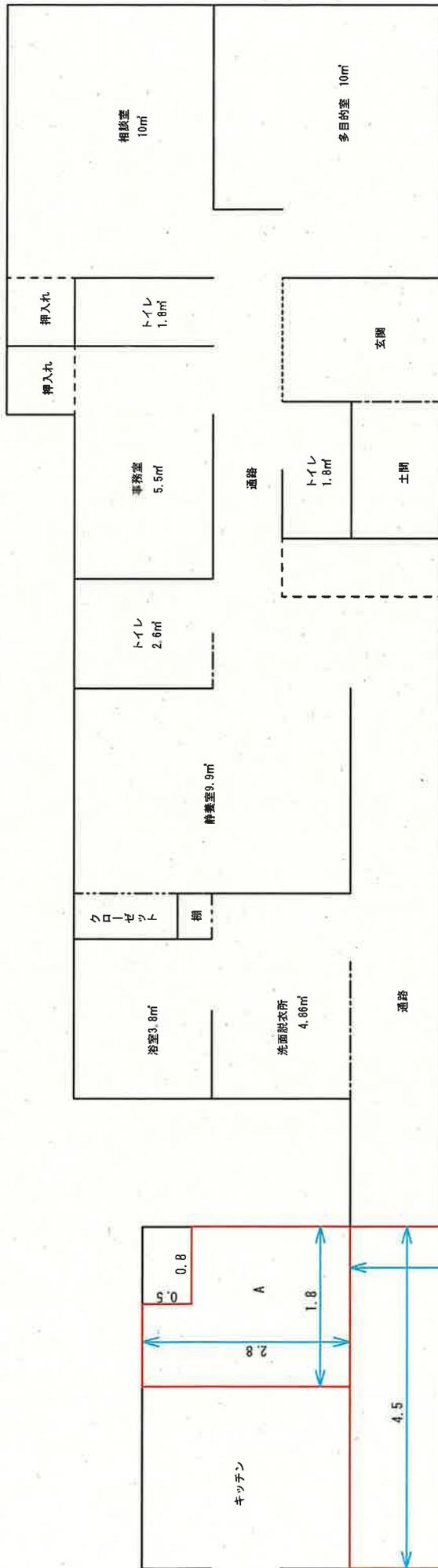
事業所	法人番号	4190003004629							
	フリガナ	サトちゃん							
	名称	さとちゃん家							
	所在地	(郵便番号 511 - 0255 ) 三重 都 道 員弁郡東員 市 区 村 大字長深2933番地1							
連絡先	電話番号	0594-88-5065	(内線)			FAX番号	0594-88-5065		
	Email								
事業の実施形態		<input checked="" type="checkbox"/> 単独型		<input type="checkbox"/> 併設型					
管理者	フリガナ	カミナミ		住所	[REDACTED]				
	氏名	各務 千浪			[REDACTED]				
	生年月日	[REDACTED]			[REDACTED]				
	当該認知症対応型通所介護事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）		名称		事業所番号				
同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）		兼務する職種及び勤務時間等							
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
食堂及び機能訓練室の合計面積		33.93 m <sup>2</sup>		利用定員（同時利用）			11 人		
サービス提供単位 1	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)	3				2		
	非常勤(人)	1		2		4		1	
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日（該当に○）	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
			○	○	○	○	○	○	○
	営業時間		8:00		～		17:00		
	曜日ごとに異なる場合	平日	:		~		:		
土曜日		:		~		:			
記入	日曜日・祝日	:		~		:			
	サービス提供時間	8:45		~		16:00			
利用定員				11人					
サービス提供単位 2	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日（該当に○）	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
	営業時間		:		~		:		
	曜日ごとに異なる場合	平日	:		~		:		
土曜日		:		~		:			
記入	日曜日・祝日	:		~		:			
	サービス提供時間	:		~		:			
利用定員				人					
サービス提供単位 3	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日（該当に○）	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
	営業時間		:		~		:		
	曜日ごとに異なる場合	平日	:		~		:		
土曜日		:		~		:			
記入	日曜日・祝日	:		~		:			
	サービス提供時間	:		~		:			
利用定員				人					
添付書類	別添のとおり								



# 平面図

※ 1 ~ 29 の写真は別紙

単位 = m



階段の下にある訓練スペースになりません。  
(写真参照)

※高さ床から180cm

(標準様式4)

設備等一覧表

サービス種類 ( 地域密着型認知症対応型通所介護 )  
事業所名・施設名 ( さとちゃん家 )

チェック欄	設備の種類	設備基準上適合すべき項目
	建物の構造	建築基準法及び消防法に定めた基準に従って建築されている。
		廊下幅を十分に取り、各所に手すりを設けている。
	食堂及び機能訓練室	合計面積33.755㎡ 定員11名で一人当たり3㎡を確保している。 狭隘な部屋を多数設置することによる面積確保は行っていない。
	静養室	専用区画を確保し、ベッドも設置している。
	相談スペース	個室の相談室を設け、相談内容が漏洩しないように配慮している。
	事務室	十分な広さを確保し、打合せコーナーを設けている。
	浴室	床の滑り止めや手摺り、シャワーチェア等の設置により安全な入浴ができるように配慮している。
	トイレ	手すりを設置するとともに排泄介助ができるような十分な広さを確保している。

備考 1 申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、付表及び平面図で確認できる項目以外の事項について記載してください。  
2 「設備の種類」及び「設備基準上適合すべき項目」については、予め指定権者が、サービス毎に確認すべき内容を本様式に記載し、申請者が「チェック欄」等を記入して提出する形とすることを推奨します。

## 認知症対応型通所介護 さとちゃん家 運営規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、合同会社さとちゃん家が開設するさとちゃん家（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定認知症対応型通所介護を提供することを趣旨とする。

### (事業の目的及び運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的精神的負担の軽減を図ること に重点をおいて運営するものとする。また、認知症対応型として個別ケアを施行し精神機能向上にむけ支援します。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 さとちゃん家
- 二 所在地 三重県員弁郡東員町大字長深 2933 番地 1

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤 生活相談員兼務）  
管理者は、通所介護計画を作成し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 4名（常勤 3名 うち1名管理者兼務 他2名介護職員兼務）  
（非常勤 1名 他事業所と兼業）  
生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等の生活指導を行う。
- 三 介護職員 名（常勤 2名 生活相談員兼務）  
（非常勤 4名 他事業所と兼業）  
介護職員は、動作介助等の日常生活上必要な介護を行う。
- 四 看護職員 名（非常勤 2名 他事業所と兼業）  
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- 五 機能訓練指導員 名（非常勤 1名）  
機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日とする。ただし、12月29日から1月3日まで、8月13日から8月15日及び管理者が特に必要と決めた日を除く。
- 二 営業時間 事業所の通常の営業時間は、午前 8 時 00分から午後 5時までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時45分から午後4時までとする。

- 四 延長時間 利用者又はご家族の希望により、午後 4 時から午後 5 時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

利用定員 1日：11人

(指定認知症対応型通所介護等内容)

第7条 指定認知症対応型通所介護の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画に基づいてサービスを提供する。

- ① 生活相談（相談援助等）に関すること。
- ② 機能訓練（日常動作訓練）に関すること。
- ③ 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）に関すること。
- ④ 介護方法の指導に関すること。
- ⑤ 健康状態の確認に関すること。
- ⑥ 送迎に関すること。
- ⑦ 食事の提供に関すること。
- ⑧ 入浴サービスに関すること。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事業。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

2 前項のほか、その他の費用として、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受ける。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する交通費
- 二 食費 一食あたり 600 円
- 三 おむつ代 実費

四 前各号のほか、指定認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものは実費

3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名（記名押印）を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、員弁郡東員町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。

2 利用者が浴室、機能訓練室その他の設備及び備品等を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定認知症対応型通所介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第12条 指定認知症対応型通所介護の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知する。また、非常災害に備えるため、次のとおり定期的な訓練を行う。

避難訓練：年1回

救出訓練：年1回

通報訓練：年1回

2 前項の具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定の消防計画又はこれに準ずる計画及び非常災害に対処するための計画とする。また、管理者を防火管理についての責任者とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（相談・苦情対応）

第15条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定認知症対応型通所介護に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 従業員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。

一 採用時研修 採用後6か月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。

4 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社さとちゃん家とさとちゃん家の管理者との協議に基づいて定める。

附 則 本規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 東員町 地域密着型サービス事業所 一覧

事業所番号	サービス名称	事業所名	認定障 害者 CD	保険者名	市町村 コード	所在地 町村	保険者指定 年月日	指定更新年月日	指定有効期限 年月日	状態	保険者指定区 分	申請(開設)者名	実施指導 実施日	実施指導 計画
1	2472100508 認知症GH 予認知対応	なでしこの家 なでしこの家	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H18.4.1	R4.2.1	R10.1.31	指定 みなし		株式会社 SHINEI	R7.3.24	R6年度
2	2472100540 認知症通所	宅老所 第2紫苑	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H18.4.1	R4.2.1	R10.1.31	指定 みなし		株式会社 SHINEI	R7.3.24	R6年度
3	2492100017 予認知対応	グループホーム どういん	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H18.10.10	R6.10.10	R12.10.9	指定		有限会社 坂倉	R4.3.14	
4	2492100025 小規模多機能型居宅介護	グループホーム どういん	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H18.10.10	R6.10.10	R12.10.9	指定		有限会社 坂倉	R4.3.14	
5	2492100025 看護小規模多機能型居宅介護	ブーケ	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H25.6.1	R1.6.1	R7.5.31	指定		株式会社 SHINEI	R5.3.27	
6	2492100041 看護小規模多機能型居宅介護	ブーケ	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H25.6.1	R1.6.1	R7.5.31	指定		株式会社 SHINEI	R5.3.27	
7	2472100433 地域密着通所	ナッシングホームもも鳥取	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H29.4.1	R5.4.1	R11.3.31	指定		有限会社 だいち	R4.2.28	R7年度
8	2472100565 地域密着通所	笹尾デイサービスセンターみんなの家	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H28.4.1	R2.9.20	R8.9.19	指定		有限会社 ケアックス	R3.2.16	R7年度
9	2472100292 地域密着通所	宅老所 紫苑	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H28.4.1	R2.7.1	R8.6.30	指定		特定非営利活動法人 小規模多機能サービス 宅老所	R6.3.8	
10	2472100516 地域密着通所	グループホーム 花	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H28.4.1	R5.1.1	R10.12.31	指定		有限会社 花	R4.2.25	
11	2492100058 予認知対応	グループホーム あおいの家	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H28.4.1	R2.8.1	R8.7.31	指定		有限会社 ケアックス	R5.3.24	
12	2492100066 地域密着型特定施設入居者生活介護	なでしこの家	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	H28.4.1	R4.2.1	R10.1.31	指定		株式会社 SHINEI	R2.2.28	
13	2492100074 地域密着通所	グループホーム もも鳥取	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	R5.8.15	R11.7.31	R11.7.31	指定		有限会社 だいち		
14	2492100082 予認知対応	グループホーム あおいの家	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	R5.8.15	R11.7.31	R11.7.31	指定		有限会社 だいち		
15	2490100225 予認知対応	グループホーム なかしま	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	R6.11.1		R12.10.31	指定		特定非営利活動法人 小規模多機能サービス 宅老所 紫苑		
16	2470101953 地域密着通所	グループホーム なかしま	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	R6.11.1		R12.10.31	指定		特定非営利活動法人 小規模多機能サービス 宅老所 紫苑		
17	2471400701 地域密着通所	グループホーム なかしま	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	R6.11.1		R12.10.31	指定		特定非営利活動法人 小規模多機能サービス 宅老所 紫苑		
18	2470101433 地域密着通所	グループホーム あおいの家	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	R6.11.1		R12.10.31	指定		株式会社 キタヤセ		
19	2471400263 地域密着通所	グループホーム あおいの家	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	R6.11.1		R12.10.31	指定		株式会社 キタヤセ		
20	2470100369 地域密着通所	グループホーム あおいの家	24324	員井郡東員町	24324	員井郡 東員町	R6.11.1		R12.10.31	指定		株式会社 キタヤセ		
15	2490100225 予認知対応	グループホーム なかしま	24324	員井郡東員町	24205	桑名市	H25.4.1	H31.4.1	R7.3.31	指定 利用者みなし 法人変更		社会福祉法人 誠真会		
16	2470101953 地域密着通所	グループホーム なかしま	24324	員井郡東員町	24205	桑名市	H25.4.1	H31.4.1	R7.3.31	指定 利用者みなし 法人変更		社会福祉法人 誠真会		
17	2471400701 地域密着通所	グループホーム なかしま	24324	員井郡東員町	24205	桑名市	H28.12.7	R1.7.1	R7.6.30	指定 利用者みなし		株式会社 プロフェッショナル		
18	2470101433 地域密着通所	グループホーム 最寿苑	24324	員井郡東員町	24214	いなべ市	H28.11.14	R3.3.1	R9.2.28	指定 利用者みなし		合同会社 tago		
19	2471400263 地域密着通所	グループホーム 最寿苑	24324	員井郡東員町	24205	桑名市	H28.4.1	R2.4.1	R8.3.31	指定 利用者みなし		社会福祉法人 花園福祉会		
20	2470100369 地域密着通所	グループホーム 最寿苑	24324	員井郡東員町	24214	いなべ市	R3.7.1	R3.7.1	R8.3.31	指定 利用者みなし		医療法人 北勢会		
20	2470100369 地域密着通所	グループホーム 最寿苑	24324	員井郡東員町	24205	桑名市	R4.11.1	R4.11.1	R10.10.31	指定 利用者みなし		株式会社 ふるさと		

報告内容 ○地域密着型サービスの指定状況の一覧となります。運営状況について特に問題点はありません。

○ミドリで示した事業所については令和6年度運営指導計画の令和7年度と記載した事業所においては、令和7年度に運営指導する予定です。

○オレンジで示した事業所においては令和7年度中に指定有効期間の満了となる事業所です。認知症GHグループホームとうりんについて、事務局で精査し、更新いたしましたので、ご報告させていただきます。

○アオで示した事業所においては令和7年度中に新規申請のあった事業所です。事務局で精査し、指定いたしましたので、ご報告させていただきます。

## 地域包括ケア推進会議 令和7年度事業計画(案)

## (1) 在宅医療・介護連携推進事業

令和6年度より、いなべ地域在宅医療介護連携推進事業をいなべ総合病院に委託し、運営を行っています。令和7年度は、令和6年度に引き続き重点目標に沿って事業を展開します。

重点目標:最善の医療・介護サービスが提供できる環境づくり

～自分の望む場所で最期を迎えられる地域を目指して～

事業内容:・在宅医療・介護連携研究会及び研修会

- ・身寄りのない人に係る支援会議
- ・住民啓発イベントの開催 など



## (2) 認知症総合支援事業について

誰もが身近な地域で、認知症への理解を深め、適切な予防方法・対応について学び、実践できるよう認知症サポーター養成講座や研修会や講演会等を開催するほか、認知症大綱を踏まえた「チームオレンジとういん」の活動支援、認知症家族の交流の場の創設などの事業を行います。

事業内容:・認知症啓発事業

- ・地域支援体制の強化(「チームオレンジ」)の構築
- ・ピアサポート事業 など



### (3) 介護予防・日常生活支援総合事業

今後の高齢者の増加し、そのニーズも多様化していくことから、それらに対応した介護サービス事業所が提供する専門的なサービスに加え、サービスの担い手をNPOや民間企業、住民ボランティア等地域の特性を生かした取り組みを拡充します。

事業内容：・フレイルサポーターの養成とフレイルサポーターの活動支援

・介護予防・生活支援サービス事業の事業見直し



### (4) 生活支援体制整備事業

東員町社会福祉協議会に事業を委託し実施しています。

平時から住民同士で助け合い、支え合えるまちづくりを目指し、地域支え合い・助け合いの場づくりの推進、地域福祉活動に対する支援に努めます。

また地域における福祉意識向上のための取組や地域福祉を推進する人材の確保及び育成に努めます。

### (5) 高齢者見守りネットワーク事業

地域全体で支援を必要としている高齢者を早期に発見し、支援につなげることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

事業内容：・高齢者見守りネットワーク事業登録団体増加のための啓発

・「ネットワーク連絡会」の開催 など

